

# 第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画（案）に係るパブリックコメント（県民意見公募手続）結果

長野県県民文化部子ども若者局 子ども家庭課

- 1 意見募集期間 令和7年1月17日（金）～2月17日（月）
- 2 件数 16件（4者）
- 3 いただいたご意見と県の考え方 以下のとおり

No.	該当項目	ご意見等	県の考え方・対応案
1	第1編 第1節 (8頁)	「区域の特性に即した支援」とある。一見もっともらしいのかもしれないが、区域間の格差が問題。それぞれの区域には特性があるにしても、未成年（立場によっては成人も）は本人の一存で暮らす場所を選べるわけではない。暮らす場所を選べるわけではないのならばせめてどの区域・自治体で暮らしていてもそんな色のない行政サービスを受けられることが重要。	ご指摘のとおり、行政サービスについては、どの自治体であっても一定水準以上のサービスが受けられるよう国において最低限の基準等が設けられています。保育等の子育て支援サービスについては、地域によって取り巻く環境やニーズが異なることから、市町村がそれらの状況を踏まえ実施しています。県としては、地域の実情に応じた子育て支援サービスが充実するよう、引き続き市町村の取組を支援してまいります。
2	第1編 第5節 Ⅰ (39頁)	県外の事例ですが、保育士による不適切保育が複数報道されています。不適切保育を予防する研修等が必要ではありませんか	ご意見の趣旨を踏まえ、「第1編第5節Ⅰ 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質の向上」に幼稚園教諭・保育士等に対する不適切保育防止に関する事項を追記しました。
3	第1編 第6節 (41頁)	「市町村の数が多く」「地域によって偏りがある状況」とあるとおり自治体間の格差が問題。児童福祉に限らずさまざまな分野に影響することである。「小規模町村では事務単独で事業を実施することが困難」とあるとおり小規模な自治体のデメリットが浮き彫りとなっている。「県は市町村に対して必要な支援」という前に「市町村、しかも小規模のところが多い」という現状を見直すことが必要。	人口減少が進む状況下において、子育て支援を含めた行政サービスをどのように維持していくかは大変重要な課題です。そのための対応策としては市町村合併や広域連携、デジタル技術の活用等が考えられますが、どのように対応していくかは地域住民の意見等を踏まえ市町村が判断するものと考えます。県としては、市町村における子育て支援等の行政サービスが充実するよう引き続き市町村の取組を支援してまいります。

No.	該当項目	ご意見等	県の考え方・対応案
4	第1編 第6節 オ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業 ※病児・緊急対応強化事業以外） （44頁）	提供利用者 → 提供者、利用者ではないか	ご指摘を踏まえ、「利用者、提供者」に修正しました。
5	第1編 第6節 カ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） （44頁）	児童養護施設等に短期間入所させる本事業 → 児童養護施設又は里親等において一定期間、養育・保護その他の支援を行う本事業 （国の通知でも里親を活用することが示されているため）  また要件が拡充され、親子を一緒に短期間受け入れることや子ども自身が自らの希望でも利用できるようになっていきます。（支援の内容が充実されたので追記したらいかがか）	現在策定中の「長野県社会的養育推進計画」（後期計画）において、子育て短期支援事業（特に「ショートステイ」等）における里親の活用を推進していくこととしています。 ご指摘の箇所については、施設に限らない表現となるよう、「児童養護施設等で短期間預かる」に修正しました。 なお、親子の受け入れについても市町村に取組を働きかけてまいります。
6	第1編 第6節 コ 親子関係形成支援事業 （第46頁）	このため、市町村の取組 → このため、広域調整を含め市町村の取組 （グループワークは、保護者が同じメンバーの中で複数回実施するため、小規模な市町村では参加者の人数を単独でそろえられない可能性があり、広域で実施する必要があると思われます。県で広域調整を行うのはいかがか）	市町村における取組については、親子関係形成支援事業に限らず、広域的な連携・協力も考えられることから、必要に応じ県としても広域的な連携や調整を実施してまいります。

No.	該当項目	ご意見等	県の考え方・対応案
7	<p>第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 第1節 児童虐待防止対策の充実 ア 児童虐待の発生予防・早期発見 (49頁)</p>	<p>児童虐待は家庭の問題の発生ではなく、最終段階と言えますので、発生予防・早期発見が非常に重要です。</p> <p>福祉、保健、医療、教育、警察等の専門関係機関、さらに地域の子どもに関わる皆様はそれぞれ尽力していますが、連携しや情報共有は不十分と言わざるを得ません。アウトリーチが活かされないケースもありますので、ネットワークをいかに強化していくか、具体的な指針（好事例でも）を示す必要があると考えます。</p> <p>* 民生委員以外にも知られていない人的資源が多数あります。民間の電話相談関係者、居場所、無料塾、子ども食堂、厚労省下の子ども家庭支援チーム等。それらの支援者支援も重要です。</p> <p>市町村が重要な役割を果たしますが、市町村により充実度の格差が大きいのと思います。体制の確認、指導、教育、支援（市町村間の学びあい）を強化いただきたくお願いいたします。</p>	<p>いただいたご意見については、今後、児童虐待防止の施策を推進する際に参考とさせていただきます。</p>
8	<p>第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 第1節 児童虐待防止対策の充実 イ 児童虐待発生時の迅速・適切な対応 (50頁)</p>	<p>「通告受理後原則として48時間以内に児童の安全確認を実施します（市町村の関係機関による安全確認も含む。）」について、実際のところ、土日祝日は対面による安全確認が実施されないケースがあると認識しております。行政職員のワークライフバランスも考慮した対応フローを具体的に明記すべきと感じます。</p>	<p>児童虐待の可能性があると通告・相談があった場合の対応については、土日祝日の対応も含めまして、国の「児童相談所運営指針」等により一定の対応が示されており、こうした指針を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>
9	<p>第2節 社会的養育の充実・強化 《施策の内容》○具体的な取組 1 (52頁)</p>	<p>意見表明等支援事業は社会的養育関係者が内容をしっかり理解していないと成果は出ません。より一層の周知をお願いいたします。</p> <p>また、この項目ではありませんが、すべての子どもたちが意見形成、発信できることが困難を未然に防ぐことにつながります。意見表明等支援の対象拡大を今後ご検討ください。</p> <p>オンブズパーソン、こどもコミッショナーの設置についても重要と考えています。</p>	<p>いただいたご意見については、今後、社会的養育の施策を推進する際に参考とさせていただきます。</p>

No.	該当項目	ご意見等	県の考え方・対応案
10	第2編 第2節 「施策の内容」 具体的な取組 2 (53頁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ショートステイ」の里親等への委託 →</li> <li>・子育て短期支援事業において里親等への委託 (トワイライトステイでも里親等を活用できるため)</li> </ul>	ご意見を踏まえ、「『ショートステイ』等の里親等への委託を推進します」に修正しました。
11	第2編 第2節 「施策の内容」 具体的な取組 4 (53頁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ家庭に →</li> <li>・里親への一時保護委託を進めるほか、できるだけ家庭に (まず家庭と同じ環境である里親への一時保護委託を推進することが大切だと思います。)</li> </ul>	ここでの「家庭」は子どもが生活してきた家庭を指しており、「できるだけ家庭に近い環境での一時保護」には、里親への一時保護委託を推進する取組が含まれております。
12	第2編 第2節 「施策の内容」 具体的な取組 8 (53頁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設等における →</li> <li>・児童養護施設又は里親等における (里親、ファミリーホームでもこの事業の実施ができるようになったため)</li> </ul>	「児童養護施設等」には里親・ファミリーホームが含まれており、現在策定中の「社会的養育推進計画」(後期計画)においても、児童養護施設と同様に里親等における児童自立生活援助事業の実施の推進を図ることとしています。
13	第2編 第3節 (56頁)	ひとり親家庭の支援に関して共同親権への対応について検討する必要はありませんか	ご意見の趣旨を踏まえ、「第2編第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進」<施策の方向性>に共同親権に関する事項を追記しました。

No.	該当項目	ご意見等	県の考え方・対応案
14	計画全般	<p>子ども・妊婦の健康・保健に関連する内容が見当たらないようですが、子ども・妊婦への受動喫煙の危害について、妊産婦とその家族を含め、子どもたちの受動喫煙防止も重要なので、子どものいる場所（特に家庭内など、また利用施設や屋外でも）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要です。</p> <p>（子どもたちの受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件です）</p> <p>（1）子ども（胎児を含め）のいる場所や傍での喫煙（加熱式タバコを含め）は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えています（既に多くのエビデンスの集積がある）。</p> <p>（2）子どもたち（の多く）はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができ難いです。子どもの半数前後の家庭で、同居家族に喫煙者があり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれませんが、家庭内の受動喫煙は避けがたいですし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼします。</p> <p>（3）都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします</p> <p>【兵庫県受動喫煙防止条例】</p> <p>第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。</p> <p>第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。</p> <p>・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが</p>	<p>県ではたばこによる健康被害がない生活を送ることができる社会を目指し、受動喫煙防止対策をはじめとするたばこ対策に取り組んでおります。県民や事業場の管理者等に対する情報提供や周知・啓発、喫煙防止教育に係る出前講座等を実施し、子ども・妊婦への望まない受動喫煙が生じないように引き続き取り組んでまいります。また、まずは改正健康増進法の遵守の徹底を図るべく、市町村、関係団体と連携し、引き続き受動喫煙防止対策に取り組んでまいります。</p>

No.	該当項目	ご意見等	県の考え方・対応案
15	計画全般	<p>(4) 子どもや妊婦の受動喫煙防止の啓発方法として、2024/5/31の世界禁煙デー・禁煙週間などで、イエローグリーンのライトアップ（公共的なタワーや役所、公共施設、保健医療機関、城などを含め）による「受動喫煙防止の徹底化」を全国各地で広げる啓発が医師会や自治体で行われました。</p> <p><a href="http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=26">http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=26</a></p> <p>県・県内自治体・医師会・市民団体などとも連携し、次年度以降、健康日本21の健康寿命をのばすなども含め、世界禁煙デーのイベントにリンクさせた自主的な取り組みとしてご検討いただければ。（このライトアップは点灯施設側の経費負担の協力が必要ですが、他の経費は特段にはかからないようです）</p> <p><a href="http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/journal/gakka_isi_240820_66.pdf">http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/journal/gakka_isi_240820_66.pdf</a></p>	<p>いただいたご意見は今後のたばこ対策に関する施策展開において、参考にさせていただきます。</p>
16	計画全般	<p>(5) 子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」（2/3助成）の予算化を、県と市町村でご検討をいただければどうでしょうか。</p> <p><a href="https://notobacco.jp/pslaw/chiryohijosei.html">https://notobacco.jp/pslaw/chiryohijosei.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都では、受動喫煙防止条例制定にあわせ、区市町村が実施する場合には、その区市町村の実施費用の半額を助成しています。</li> <li>禁煙治療薬のチャンピックス（バレニクリン）の出荷停止が続いていますが、2025年半ばまでには出荷が再開される予定とのこと。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は今後のたばこ対策に関する施策展開において、参考にさせていただきます。</p>